

新旧対照表

現行	改正	内容																																																																												
<p>大分市上下水道局週休2日工事実施要領</p> <p>第5条に係る労務費等の補正係数の運用について</p> <p>1. 要領第5条の規定に基づき、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するが、以下の3点について留意すること。</p> <p>① 市場単価方式による積算にあたっては別紙に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>② 建築・設備工事（プラント設備含む）における見積単価については補正の対象外とする。</p> <p>③ 工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。</p> <p>2. 補正係数等については、下記によることとする。</p> <p>(ア) 土木工事、配水管布設工事（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）</p> <table border="1" data-bbox="142 905 1187 1173"> <thead> <tr> <th>休日の形態</th> <th>労務費</th> <th>機械経費 (賃料)</th> <th>共通仮設費率</th> <th>現場管理費率</th> <th>率（休日/28日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>4週7休</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>4週6休</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>21.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。</p> <p>(イ) 建築・設備（プラント設備含む）工事</p> <table border="1" data-bbox="142 1356 1062 1633"> <thead> <tr> <th>休日の形態</th> <th>労務費</th> <th>市場単価等</th> <th>率 (休日/28日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休</td> <td>1.05</td> <td rowspan="3">別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>4週7休</td> <td>1.03</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>4週6休</td> <td>1.01</td> <td>21.4%</td> </tr> </tbody> </table>	休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）	4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%	4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%	4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%	休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)	4週8休	1.05	別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による	28.5%	4週7休	1.03	25.0%	4週6休	1.01	21.4%	<p>大分市上下水道局週休2日工事実施要領</p> <p>第6条に係る労務費等の補正係数の運用について</p> <p>1. 現場閉所型週休2日制</p> <p>(1) 要領第6条の規定に基づき、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出するものとする。算出にあたり、以下の4点について留意すること。</p> <p>① 市場単価方式による積算にあたっては別紙に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>② 建築・設備工事（プラント設備含む）における見積単価については補正の対象外とする。</p> <p>③ 工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。</p> <p>④ 補正係数については、達成できた休日の形態のうち最小を適用するものとする。</p> <p>(2) 補正係数等については、下記によることとする。</p> <p>(ア) 土木工事、配水管布設工事（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）</p> <table border="1" data-bbox="1299 905 2344 1173"> <thead> <tr> <th>休日の形態</th> <th>労務費</th> <th>機械経費 (賃料)</th> <th>共通仮設費率</th> <th>現場管理費率</th> <th>率（休日/28日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>4週7休</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>4週6休</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>21.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。</p> <p>(イ) 建築・設備（プラント設備含む）工事</p> <table border="1" data-bbox="1299 1356 2220 1633"> <thead> <tr> <th>休日の形態</th> <th>労務費</th> <th>市場単価等</th> <th>率 (休日/28日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休</td> <td>1.05</td> <td rowspan="3">別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>4週7休</td> <td>1.03</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>4週6休</td> <td>1.01</td> <td>21.4%</td> </tr> </tbody> </table>	休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）	4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%	4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%	4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%	休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)	4週8休	1.05	別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による	28.5%	4週7休	1.03	25.0%	4週6休	1.01	21.4%	<p>(変更)現場閉所と交替制に分けて記載。</p> <p>(追加)係数の取扱いを記載。</p>
休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）																																																																									
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%																																																																									
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%																																																																									
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%																																																																									
休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)																																																																											
4週8休	1.05	別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による	28.5%																																																																											
4週7休	1.03		25.0%																																																																											
4週6休	1.01		21.4%																																																																											
休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）																																																																									
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%																																																																									
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%																																																																									
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%																																																																									
休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)																																																																											
4週8休	1.05	別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による	28.5%																																																																											
4週7休	1.03		25.0%																																																																											
4週6休	1.01		21.4%																																																																											

2. 週休2日交替制

(1) 要領第6条の規定に基づき、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出するものとする。算出にあたり、以下の点について留意すること。

- ① 市場単価方式による積算にあたっては、補正の対象外とする。
- ② 工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。
- ③ 補正係数については、達成できた休日の形態のうち最小を適用するものとする。

(ウ) 土木工事、配水管布設工事（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費率
4週8休	1.05	1.03
4週7休	1.03	1.02
4週6休	1.01	1.01

(追加)交替制の取扱いについて記載。

別紙 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以 上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工柵 （横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別紙 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以 上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工柵 （横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

※上記の補正は現場閉所型週休2日制の場合に限る。

(追加)

別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・市場単価×改修補正係数
- ・補正市場単価×改修補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

① 建築工事の補正係数

工種	摘要※	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03		1.02		1.01	
土工事		1.03		1.02		1.01	
地業工事		1.03		1.02		1.01	
鉄筋工事		1.04		1.02		1.01	
コンクリート工事		1.04		1.02		1.01	
型枠工事		1.03		1.02		1.01	
鉄骨工事		1.04		1.02		1.01	
既製コンクリート		1.03		1.02		1.01	
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
石工事		1.02		1.01		1.01	
タイル工事		1.03		1.02		1.01	
木工事		1.02		1.01		1.01	
屋根及びとい		1.02		1.01		1.01	
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04		1.02		1.01	
左官工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15

別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・市場単価×改修補正係数
- ・補正市場単価×改修補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

① 建築工事の補正係数

工種	摘要※	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03		1.02		1.01	
土工事		1.03		1.02		1.01	
地業工事		1.03		1.02		1.01	
鉄筋工事		1.04		1.02		1.01	
コンクリート工事		1.04		1.02		1.01	
型枠工事		1.03		1.02		1.01	
鉄骨工事		1.04		1.02		1.01	
既製コンクリート		1.03		1.02		1.01	
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
石工事		1.02		1.01		1.01	
タイル工事		1.03		1.02		1.01	
木工事		1.02		1.01		1.01	
屋根及びとい		1.02		1.01		1.01	
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04		1.02		1.01	
左官工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15

(仕上塗材仕上以外)							
左官工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02		1.01		1.01	
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内装工事	物価資料	1.03		1.02		1.01	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02		1.01		1.01	
ユニットその他		1.01		1.01		1.01	
排水工事		1.03		1.02		1.01	
舗装工事		1.02		1.01		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.03		1.02		1.01	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

(仕上塗材仕上以外)							
左官工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02		1.01		1.01	
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内装工事	物価資料	1.03		1.02		1.01	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02		1.01		1.01	
ユニットその他		1.01		1.01		1.01	
排水工事		1.03		1.02		1.01	
舗装工事		1.02		1.01		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.03		1.02		1.01	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

※上記の補正は現場閉所型週休2日制の場合に限る。

(追加)

② 電気設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続 材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票 (金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

③ 機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

② 電気設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続 材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票 (金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※上記の補正は現場閉所型週休2日制の場合に限る。

③ 機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

※上記の補正は現場閉所型週休2日制の場合に限る。

(追加)

(追加)

附則

令和 3 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 5 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 3 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 5 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 6 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

(追加)適用年月日